

令和3年（ワ）第23302号 国家賠償請求事件

原告 大川原化工機株式会社 外5名

被告 国 外1名

意見書

（C I S T E C、経済産業省関連の捜査メモについて）

令和4年11月7日

東京地方裁判所 民事第34部合議甲B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 高 田

弁護士 鄭 一

弁護士 河 村



本書では、本件送付囑託申立書2に関し、被告東京都の令和4年11月11日付け意見書を踏まえ、原告らの意見を述べる。なお、原告らが既に提出した書面において定義した語句は、本書においても同一の意義を有するものとして用いる。

被告東京都は、経済産業省による本件要件ハの解釈運用について、安保管理課の■■■■課長補佐及び■■■■課長補佐の供述調書（丙4、10）、安保管理課長から東京法務局訟務部長宛の回答（丙25）、及び安保管理課長作成の調査嘱託回答によって明らかになっているとして、「これら以上に経済産業省の一職員からの聴取内容を明らかにする必要性は認められ」ないと主張する。

しかし、本件噴霧乾燥器が輸出されたのは平成28年5月及び平成30年2月であるところ、警視庁公安部と経済産業省との打合せは、捜査初期段階の平成29年10月から平成30年2月にかけて頻繁に行われたものである。従って、その打合せの内容を書き留めた捜査メモには、本件噴霧乾燥器の輸出当時における経済産業省の滅菌・殺菌に関する解釈運用の実態が率直かつ詳らかに記載されていることが強く推認される。

他方、■■■■課長補佐の供述調書（丙4）は令和元年6月14日、■■■■課長補佐の供述調書（丙10）は令和元年10月17日に作成されたものであって、本件噴霧乾燥器の輸出から相当期間を経過している上、刑事訴訟における検察官側の立証のために作成された書面であるから、事後的な理論武装を施されている余地が十分にある。ましてや、安保管理課長から東京法務局訟務部長宛の回答（丙25）、及び安保管理課長作成の調査嘱託回答に至っては、本件訴訟の提起後に、被告国の職員が作成した書面であるから、本件噴霧乾燥器の輸出当時の経済産業省の解釈運用の実態に関する証拠としての価値に乏しいといわざるを得ない。

本訴訟においては、本件要件ハの「殺菌することができる」について明確な解釈を有せず運用をしてこなかった経済産業省に対し、独自の解釈を押し付け、事実を捻じ曲げ、不利な証拠を隠して立件

を強行した警視庁公安部による捜査の違法性が論点であるところ、捜査初期段階における警視庁公安部と経済産業省の打合せの内容を記した捜査メモは、本件噴霧乾燥器の輸出当時に経済産業省が本件要件ハについていかなる解釈運用を行っていたかを具体的かつ詳細に明らかにする点において、本訴訟の争点に関する事実認定に必要な不可欠な文書である。

また、被告東京都は、C I S T E Cの職員からの聴取内容は明らかにする必要性はないとも主張するが、C I S T E Cの職員である訴外■■■■氏らがA Gへの参加、国内法の制定、及び運用において経済産業省と密に連携して同省をサポートしていたことは、同氏の供述調書（丙A18）から明らかである。

付言するに、被告東京都の令和4年11月11日付け意見書の別紙1においても、2544番以降の証拠につき、C I S T E Cと経済産業省を区別せず「経済産業省」と記載している。これは、警視庁公安部自ら、C I S T E Cと経済産業省を一体として見ていたことの証左である。

従って、捜査初期段階における警視庁公安部とC I S T E C職員との打合せの内容を記した捜査メモは、経済産業省の捜査メモと同様、当時経済産業省が本件要件ハについていかなる解釈運用を行っていたかを明らかにする点において、本訴訟の争点に関する事実認定に必要な不可欠な文書である。

以上